三郷市紙おむつサブスクリプションサービス

選定要領

１．目的

三郷市紙おむつサブスクリプションサービス（以下、「サービス」という。）の導入にあたり、サービスの提供事業者を選定する手続きについて必要な事項を定める。

２．募集の趣旨

サービス提供事業者を公平かつ公正に選定する

３．サービス概要

（１） 三郷市立保育所を利用する児童の保護者と事業者において直接契約を行い、保育所からの注文を事業者が受け、保育所へ紙おむつ等を納入する。

（２） 利用期間

令和９年４月１日～令和１０年３月３１日

ただし、利用期間終了９０日前までに双方から申し出がなかった場合には自動的に利用期間を１年間更新するものとし、翌年以降も同様の取扱いとする。

また、令和９年３月から１ヵ月以上の試験運用期間を設け、効果検証を行う。試験運用終了後のサービス提供の本格開始は令和９年度の４月を予定する。（日曜日・祝日を除く）

（３） 対象

ア　上口保育所（三郷市上口１－２０８）

イ　丹後保育所（三郷市早稲田８－７－５）

ウ　高州保育所（三郷市高州２－２５９－２）

エ　さくら保育所（三郷市彦成４－４－１６）

オ　彦成保育所（三郷市彦成２－２７８）

カ　早稲田保育所（三郷市早稲田３－１８－１３）

４．応募要件に関すること

（１） 次に掲げる要件を全て満たしている事業者とする。

① 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づく本市の取扱いに従うこと。

② ２カ所以上の自治体にサービスを提供した実績があること。

（２） 法人又はその役員等が次のいずれかに該当しないこと。また、提出された書類の記載事項が虚偽であることが判明した場合は、その時点で失格とする。

① 地方自治法施行令第１６７条の４の規定により、国、他の地方公共団体および市の一般競争入札の参加を制限されている。
② 役員等が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれている。
③ 会社更生法、民事再生法等による更生・再生手続き等を行っている。
④ 応募時点で、埼玉県三郷市の一般競争入札の参加停止、または指名競争入札の指名停止等の措置を受けている。
⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条２項に掲げる暴力団、またはその構成員、もしくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しないものの統制下にあり、事実上の運営に影響が及でいる（暴力団の利益となる活動を行うことを含む)。
⑥ 最近３年間の法人税、法人住民税（市町村民税法人分)、法人事業税、消費税および地方消費税等を滞納している。

５．選定方法

公募型プロポーザル方式に準じた書面審査を実施し、三郷市紙おむつサブスクリプションサービス事業者選定委員会（以下委員会という）において最も合計点の高かった事業者を選定する。

６．企画提案書作成にあたっての留意点

ア Ａ４判用紙横書きで印刷できること。
イ 文字サイズは、概ね１１ポイント以上。ただし、図表等の表現上、不具合がある場合を除く。
ウ 企画提案書は、別紙「三郷市紙おむつサブスクリプションサービス審査基準」の審査項目の順番で章立てして作成すること。
エ 事業者名は記載せず、匿名とすること。
オ 参考として、提供するプランのおむつ２組とおしり拭き１パックを郵送すること。

７．無効となる企画提案

ア 参加資格を有しない者の提案
イ 虚偽の記載があることが判明した提案
ウ 受付期間外に提出のあった提案

８．企画提案書等の取扱い

ア 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
イ 提出された企画提案書は、本審査における候補者選定以外の目的では使用しない。
ウ 企画提案書等は、三郷市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
エ 企画提案書等は、選定を行うために必要な範囲で印刷することがある。
オ 企画提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
カ 企画提案書等の提出は、１者につき１提案のみとする。
キ 提出されたデータは返却しないものとする。

9. 応募方法

下記のスケジュールに従い、指定された書類をメールで提出する。

※提出後、必ず電話到着確認をすること。

確認連絡が無い場合、容量オーバー等の理由で受理できなかった場合も応募は認めない。

【提出先】三郷市役所　こども未来部　すこやか課　庶務係

３４１－８５０１

埼玉県三郷市花和田６４８－１

電話：０４８－９３０－７７８３

アドレス：sukoyaka@city.misato.lg.jp

各提出期限は以下のスケジュール表を参照すること

10. スケジュール（案）

質問書受付期間 （様式２を提出）	令和８年 11 月２日（月）から 11 月６日（金）午後５時まで 回答については市ホームページにて随時掲載。 最終更新日 11 月 10 日（火）
参加申込書受付期間 （様式１－１，１－２を提出）	令和８年 11 月２日（月）から 11 月 13 日（金）午後５時まで
企画提案書等提出期間 （提案資料を提出）	令和８年 11 月 16 日（月）から 11 月 20 日（金）午後５時まで
おむつ・おしり拭き提出期間	令和８年 11 月 16 日（月）から 11 月 20 日（金）午後５時まで
審査委員会開催予定日	令和８年 11 月下旬から 12 月上旬ごろ
選定結果の通知日	令和８年 12 月中旬ごろ
試験運用期間開始	令和９年３月１日　から３月 31 日 （令和９年３月１日より前に開始してもよい）
サービス提供開始	令和９年４月１日　から令和１０年３月３１日

11. 留意事項

（１）　本件は市と委託契約を締結するものではない。

（２）　本サービス実施にあたり、保護者との間で問題、紛争等が生じた場合、市は一切の責任を負わず、事業者の責任において解決する。保護者および保育所の職員が相談等を行う場合の対応窓口を設置する等の対応により、連絡先や相談方法等のあらかじめの周知を行う。

（３）　必要に応じて、ヒアリングやアンケート調査を実施すること。

（４）　選定過程については非公表とする。また、選定結果についての意義申し立ては受理しない。

（５）　応募者は選定要領記載事項に全て同意したものとする。

（６）　この要領に定めるもののほか、必要な事項については選定委員会が別に定める.